請書と認可保育施設の入所申 おり、教育・保育給付認定申

3年度の保育施設入所のし

詳細については、広報紙11月 25日(水)から開始します。

広報10月1日号3面に掲

1日号でお知らせします。

込書は11月2日(月)から子

ホームページでも公開しま

申し込みの受け付けは11月

配布を開始します。また、市 育て支援課(市役所2階)で

期間や提出書類を確認の上、

入所を希望する方は、受付

無償化・補助制度のご案内」 載しました「私立幼稚園等の

申し込んでください。

係☎470・7745へ。

詳しくは同課保育・幼稚園

象者について、認定こども園

育・幼稚園係☎470・7

詳しくは子育て支援課保

付(給食副食費の補助)の対 に誤りがありました。補足給

の保育利用(2号認定)は「5

745 5

※前日までのキャンセルは

42.475.3294

当日キャンセルは依頼

12日(土)

学童保育所への入所申し込み

受け付けは12月1日(火)~

行います。受付時間は、12月

(火) ~12日 (土) の期間に

しても、保護者の就労などに

学童保育所は、放課後帰宅

籍、または市内在住で、3年

ご案内

ファミリー

サポート・センター

の

市内の市立小学校に在

4月に小学校新1年生~新6

1日 (火) ~5日 (土)、7

けられない児童を、保護者に より家庭で育成(監護)を受

代わって専門の職員が育成支

援する施設です。

今回入所の対象になるの

が午前8時半~午後5時、10 日(月)~9日(水)、12日(土)

日 (木)・11日 (金) が午前

申し込み受け付けを12月1日

学童保育所の3年度入所の

8時半~午後8時です。

入所申込書の配布を

月2日 (月)

から開始

します

お

わ

び

ح

訂

正

3年度保育園のしお

り

3 042です。

## 都では、ひとり親家庭の方 女性福祉資金貸付けのご案内 東京都母子及び父子福祉資金

父子家庭の父親などで、20歳 上居住する母子家庭の母親・ が、経済的に自立して安定し 未満のお子さんを扶養してい 金をお貸ししています。 ◎母子及び父子福祉資金 た生活を送るために必要な資 貸 原則として都内に6カ月以 付 対 象

原則として都内に6カ月以 歴のある40歳以上の方。 性で、次の①・②のいずれか 親として20歳未満の子を扶養 に該当する方。 つながると判断され、償還の したことのある方または婚姻 が対象となります。 計画を立てることができる方 00円以下で、母子家庭の母 扶養している方(所得制限無 ※いずれも貸付けが自立に ①親・子・兄弟姉妹などを ②年間所得が203万60

> 予約の上、児童青少年課 の目的ごとに資金の種類が分 役所2階)へ かれています。申請は、事前 申 ※審査の結果、貸付けがで 技能習得・転宅・修学など 請 方 法 市

貸

付

け

の

種

類

きない場合があります。 期限内に償還していただきま 資金ごとに設定されている 方 法

す。連帯保証人の有無によっ

て利子(年1%)が掛かる場

るために、年金に上乗せし 年金受給者の生活を支援す 他の所得が一定基準以下の、 て支給されるものです。

年金生活者支援給付金は、 である方 ◎請求手続き

だける方 受け取りの対象になる方

◎対象となる方 提出が必要です。

必要があります 要件をすべて満たしている ただし、以下の①~③の

得額の合計が約88万円以下 である ③年金収入額とその他所

(2) 障害基礎年金・遺族

援給付金をお受け取りいた (1) 新たに年金生活者支

している方 (1) 老齢基礎年金を受給

①65歳以上である

非課税となっている る方 (2) 年金を受給しはじ

所得額が約462万円以下 基礎年金を受給中で前年の

には、日本年金機構より

②世帯員全員が市民税が からさかのぼって受け取 のお知らせを送付しま が完了すると、2年8月 2月1日までに請求手続 し提出してください。3 支援給付金請求書)に記 月中旬頃から請求可能な ことができます。 **同封のはがき(年金生活** 

年金の請求手続きと併

ください。 年金課で請求手続きをし て年金事務所または市保 詳しくは武蔵野年金事

 $042 \cdot 470 \cdot 773$ 11または市保険年金課 所☎0422・56・1

## お送りしています なりうる方に請求書を 給付金の支給対象に 新たに年金生活者支援

詳しくは同課助成支援係☎ 公的年金などの収入やその 受け取りには、請求書の

470·7736

合があります。

上居住する配偶者がいない女

年生になる児童です。 所案内、広報紙11月1日号で 各学童保育所で配布予定の入 青少年係☎470・7735 童青少年課 (市役所2階)、 ては、11月2日(月)から児 お知らせします。 申し込み方法の詳細につい 詳しくは児童青少年課児童 

受けて運営をしています。 ンターは、子どもを持つ家庭 と都が推進している事業で の支援事業として厚生労働省 い方(ファミリー会員)と、 子育ての手助けをしてほし ファミリー・サポート・セ 社会福祉協議会が委託を 実施主体は東久留米市 子育てのお手伝いをしたい方

です。 や外出時に預けたいとき、残 連れていけないとき、買い物 なって、地域で助け合う組織 (サポート会員) が会員と 幼稚園行事などで子どもを

万7700円以下」とあり 業などで保育園や学童のお迎 地域の協力者がお手伝いしま えが間に合わないときなどに

曜日、祝日、年末年始=1時 よび土曜日のそれ以外の時間 日の午前9時~午後5時=1 間当たり900円 時間当たり700円▼平日お 1時間当たり900円▼日 【利用料金】平日および土曜

を紹介いたします。

詳しくはファミリ

下)」です。おわびして訂帯等は7万7100円以

正いたします。

699円以下(ひとり親世 ますが、正しくは「5万7

した時間(利用時間)の半額

をしてほしい方(ファミリ 説明会にご参加ください 会員)も、子育てのお手伝 録)が必要です。まずは事 をしたい方(サポート会員 も、入会申込の提出(会員 【利用方法】子育ての手助け

になります。

ト会員は入会後、11月に開 き、修了後に登録となり活 する講習会を受講していた 【サポート会員募集】サポ ート・センター事務局☎0 

)	サ	勤だ	催门	<b>予</b> 素	
	1月	0	<b></b>	気無	軽り料

$11月\sigma$		XU H			( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		相談内容	相談日	時間	会場
	無料相談						耐震相談	11月は実	施しません	
相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先		火曜~	午前10時~	中央相談室
法律相談	弁護士	   市役所2階	教育相談 ※電話相談も可。	土曜日 午後5時 (滝山のみ	成美教育文化会内教育センタ					
(各日8人)		11月12日(木)		' ''' ' ' '	相談室	- 各予約開始日 の午前8時半	※ 电前件級 ひり。	月曜~ 金曜日	水曜日は 6時まで)	滝山相談室 (西部地域センター
不動産・相続・会社の 登記等相談 (5人) ※電話相談	司法書士	10月27日(火)	4 II (-k)	午後1時から			母子・父子相談	開庁日	午前8時半 ~午後5時	児童青少年課 (市役所2階)
表示登記・土地の 境界等相談 (4人)	土地家屋調査士	[10月27日(火)	4日(水)	午前10時から			身体障害者相談		午前10時~ 正午	市役所1階相談室
相続・遺言・成年後見 等手続き相談 (5人)	行政書士	11月5日(木)	11日(水)	午後1時から	市役所2階 相談室	から電話で 生活文化課	知的障害者相談	11日(水)		11 12 37 - 11 11 11 11
税務相談(5人)	税理士	11月10日(火)	18日(水)			<b>☎</b> 470 · 7738	心身障害者(児) 相談	平日	午前9時~	さいわい 福祉センター
人権・ 身の上相談 (4人)	人権擁護委員	11月は実施し	ません				職業相談	開庁日	1 1 100 2 100	市役所2階
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	上 10月29日(木) 5日(木) 午後1時から		]		_				
交通事故相談 (5人)	弁護士			「後」時から	市役所2階	住宅増改築相談	12日(木)	) 午前10時~		
年金·労災·雇用·保険・ 人事管理等相談(4人)	社会保険労務士	11月19日(木)	25日(水)	午前10時から	相談室				正午、	市役所1階 屋内ひろば
ナサのが7. デレセst	-tro htt-	10月21日(水)	2日(月) 9日(月)	左关10世界	市役所2階相談室	各予約開始日	消費者相談 ※電話相談	平日	4 時	
女性の悩みごと相談 (各日5人)	女性 カウンセラー	11月4日(水)	16日(月) 26日(木)	午前10時半~ 午後4時半		の午前9時から電話で 男女平等推進	行政相談	11日(水)	午前10時~ 正午	生活文化課 (市役所2階)
1 1st 45 = 46 1 s			30日(月)	to Mora Ministra	THE CL	センター	妊婦訪問	希望する	方は右記へ	~ 4.4.
女性弁護士による 法律相談 (4人)	女性弁護士	10月23日(金)	6日(金)	午前9時半~ 午後0時半		<b>☎</b> 472 · 0061	赤ちゃん訪問		さください。 	ご自宅
経営相談	市商工会 経営指導員	前日までに	平日	午前10時~ 午後4時	東久留米市 商工会館	市商工会 ☎471·7577	生活困窮者 自立相談	開庁日	午前9時~ 午後4時	福祉総務課 (市役所1階)

2 <b>5</b>	· 4 務	で に で に に に に に に に に に に に に に	せめる分 crorrerrerrerrer	· 等年	まず 旨 10
相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	11月は実施しません			東久留米建築設計協会会員	同協会事務局· 桑原建築設計事 務所 ☎476·1515
教育相談	火曜~ 土曜日	午前10時~ 午後5時 (滝山のみ	中央相談室 (成美教育文化会館) 内教育センター	教育相談員	中央相談室 ☎473·3667
※電話相談も可。	月曜~ 金曜日	水曜日は 6時まで)	滝山相談室 (西部地域センター内)		滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半 ~午後5時	児童青少年課 (市役所2階)	母子・父子 自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	13日(金)	午前10時~		身体障害者 相談員	前月末までに 障害福祉課 ☎470・7747、
知的障害者相談	11日(水)	正午		知的障害者 相談員	ファクス 475・8181
心身障害者(児) 相談	平日	午前9時~	さいわい 福祉センター	さいわい福祉 センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日	午後5時	市役所 2 階 ワークコーナー	ハローワーク 三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	12日(木)	午前10時~ 正午、	市役所1階 屋内ひろば	市住宅増改築 等斡旋事業登 録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談	平日	午後1時~ 4時		消費生活 相談員	市消費者 センター ☎473・4505
行政相談	11日(水)	午前10時~ 正午	生活文化課 (市役所 2 階)	行政相談委員	生活文化課 ☎470·7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ 問い合わせください。		ご自宅	助産師・ 保健師	健康課 保健サービス係
赤ちゃん訪問			□日七		保健サービスは <b>☎</b> 477・0022
生活困窮者	開庁日	午前9時~	福祉総務課	相談支援員	福祉総務課